

紹介手数料の返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した求職者が、専ら求職者本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から6か月以内に限り、当社が受領した紹介手数料の6ヶ月に不足する月数分を返還します。

SEIWA エージェンシー株式会社